

[設問]

1. Dは、甲社が発行する株式1000株のうち200株を有しているため、議決権の「<sup>会社法(147条)</sup>百分の三」(433株(1項株主))の株式を保有している。そのため、Dは甲社に対して、会計帳簿の開覧請求を行うことが考えられる。

(1) これに対して、甲社は「当該請求の理由」を明らかにしていないと反論することが規定される。

(2) もっとも、この点については、~~異議~~開覧を請求する者は、当該請求をもとに会社の事情等を検討するため、請求のための特段の事情は要しないことされる。

(3) しにがって、甲社に対する当該反論は認められない。

問 2. それでは、甲社はDが「権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき」(同条2項1号)であると主張することはできるか。

(1) 上記以外の目的である場合は、専ら個人的利益のために、会計帳簿の開覧を請求している場合をいう。

(2) 本件では、DはAがリベートを受け取っている疑いがあり、その賠償責任<sup>?</sup>追及の検討の際に必要であるとして、請求をしているようにも思える。しかし、これはAがDが有する保有株式の買取りを拒んだ結果に持ち出されている。また、DはCにD保有株式の買取りを打診していたが、これを保留にされたことから、Aの話を持ち掛けたい。こうにとれば、DはAへの責任追及という目的よりも、自己の保有株式の買取りを行

ゆせむにのり。閲覧の請求をしようとしていたといえる。

(3) したがって、本件では、Dの専ら個人の利益のために、請求がなされたこと、1号事由に<sup>該当する。</sup>~~該当する。~~

3. 次に、甲社は、Dの子であるFが営む乙社と関連して「実質的に競争関係」(同条<sup>2項</sup>3号)にあるとして、請求を拒むことが考えられる。

(1) 同条2項3号については、会計帳簿についてその詳細が流出すれば、流出会社には経営的に多大な打撃を受けかねない。そこで当該危険を未然に防ぐべく規定であると解する。そのため、請求する者にとって、競争関係にある他社の情報を利用しようとする主観的意図までは要せず、競争関係にあるという抽象的危険で足りるというべきである。

(2) 本件では、D自身が乙社を営んでいるわけではない。また、甲社と乙社はともにハンバーガーに関する事業を展開しているが、展開先は関東と近畿で異なっている。

しかし、乙社の株式については、Dが全て保有している。また、展開先が今後とも地域的に重なるという保障はない。そうすると、Dの意向次第では、乙社と甲社は「実質的に競争関係」になり得るものだとはいえる。

(3) したがって、3号事由に該当する。

4. 以上より、甲社はDからの請求を拒むことができる。

〔設問2〕(1)

1. 本件決議 |

第 問

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23

(1) 本件決議は、AがDの代理人として議権権の行使をして  
いるが、同行使は利益供与(20条1項)に基づいてなされたもので  
あり、決議の方法に法令違反(831条1項3号)があるに至る  
もの。

(2) まず、AD間で利益供与があったといえるか。

ア. 本件では、「株式会社」である甲社は、「何人」であるGに  
対して、当該Gが丙が800万円の借入れができるように、  
保証をしていた。Gは保証料の支払いを免れている上に、当該  
800万円につき利用できる地位を得ていることから、「利益の供与」  
を受けているといえることができる。

イ. それでは、「株主の権利の行使に関し」ということはできるか。

ここで、株主たる地位の移転については、株主の権利行使  
とは言えないことから、上記文言には該当しない。もっとも、20条  
1項が利益供与を禁止している趣旨は、会社経営の健全性  
を保つ<sup>こと</sup>にある。そうすると、特定の株主にとって議権権  
の行使を回避させるために、会社が当該株主の株主たる  
地位の移転を行わせる場合には、上記趣旨から、「株主の  
権利の行使に関し」に当たるといえるべきである。

ウ. 本件では、Dは自身が議決権行使の際にはAも取締役  
から解任する意思を有していた。そのため、Aは甲社をしてGと  
丙の間の借入れ<sup>に保証をさせ</sup>をも、GにD保有株式を買い取らせていた。  
そうすると、AはDが議決権を行使するにつき回避させ  
る目的を有しており、甲社に対する保証はこれに基づくものといえる。

したがって、甲社の行為は、「株主の権利の行使に關しに當り、  
工. 以上より、甲社の上記行為は利益供与に當り、

(3) 上記、D 保有株式について、賛成に議決権行使がされ  
ていなければ、本件決議1では、3分の2以上の多数を得られ  
ていなかったことが、「決議に影響を及ぼさぬもの」(831条2  
項)とはいえない。

したがって、裁量棄却ははこれはい。

(4) 以上より、831条1項の取消事由に該当する。

## 2. 本件決議2

(1) 議長であるAは、Cが議乗について提案の理由を述べ  
ようとした際に、これを制止させていた。これにつき、議長に  
よる議事整理権の濫用(315条1項)があったとして、決議の  
方法に法令違反(831条1項)があったと主張する。

(2) ここで、上記<sup>権利行使の判例</sup>については、明文での規定ははこれとい  
はない。このため、上記権利行使については、議長による裁量  
が認められているといえる。もっとも、権利行使につき無判例  
であるところの、同團の秩序維持がも<sup>も</sup>善当ではない。そこで、  
314条の趣旨を踏まえ、同團の株主が合理的理解に基いて  
いはいの場合にまで、議長が上記権利行使をするのは裁量  
の濫用があったというべきである。

(3) 本件では、CがAを解任する議乗を取り上げることにつ  
き説明をしようとしたところ、すぐにAに打ち切られて  
いた。こうにとりれば、同團の株主は未だCの説明について、合

理的は理解に達していなかったといえる。

したがって、Aの議事整理権の行使は、裁量の濫用に当た  
り。

(4) もっとも、本件決議は、否決決議であり、上記取消  
事由が認められたとしても、これを取消しことができないといえるが。

この点については、株主総会取消しの訴えが新世勅(838条)  
を認めうるに於いても、そこで行われる決議から新に民法  
律関係が生ずることを予定しているといえる。そうであれば、  
否決決議における取消しにおいては、そこが新に民法  
律関係が生ずることにほばない。

そこで、否決決議における取消しの訴えの提起は認め  
られたいと解するのが相当である。

(5) ところで、本件決議2においては、取消事由が存在したと  
しても、訴えの提起は認められたい。

[設問2] (2)

1. Aに対する責任追及

(1) Cは、まず、Aは利益供与<sup>2</sup>を以て取締役(120条4項)  
として、Gが<sup>借り入れた</sup>貸借~~した~~800万円と保証料60万円の合計~~の返済~~  
額の賠償を請求することが考えられる(84条1項, 2項)。

本件では、前述で述べたように、甲社には860万円の損害  
が発生している。そして、Aは120条4項から書きの取締役に  
該当するため、無過失責任である。そのため、甲社の株主  
の同意(120条5項)が<sup>ない限り</sup>、同責任を負う。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23

したがって、上記責任は認められる。

(2) 次に、Cは、Aに対して、利益供与を行ったこと、任務懈怠責任を追及することが考えられる(847条1項, 3項)。

本件では、利益供与という忠実義務(305条)違反として、任務懈怠が存在する。また、合計860万円「損害」が発生しており、Aの任務懈怠に於いても、因果関係も認められる。また、Aには故意があり、帰責事由(842条参照)も認められる。以上より、同責任追及も認められる。

## 2. Gに対する責任追及

(1) CはGに対して、「利益の供与を受けた者」(120条3項)として、合計860万円について返還を請求することができ(847条1項, 2項)。

### 〔設問3〕

1. Cが甲社の議決権の過半数を確保するために、甲社をしてBに売却し請求をさせたことは、定款9条により認められない。そのため、臨時株主総会における決議には、決議の内容が定款に違反(831条1項2号)として、取消事由が存在する。そのために、175条1項柱書に求められる総会決議を経ずに行われることになり、Cの上請託請求は無効である主張する。

(1) ここで、定款9条は、174条によって定められたものである。そして、174条の趣旨は、相抗及び一般承継などによって、好ましくはい者が会社の株主となることを防ぐことに趣旨が

ある。そうにとりれば、会社にこれ好ましくない者に対してのみ  
請求を行う場合のみに認められると解するべきである。

(2) 本件では、9条は特定の者に限定して売り渡し請求が  
できることは規定していない。そうすると、Bに対して請求ができ  
るようにも思える。しかし、Bは従来から甲社の株主であり、A  
の相続により新たに株主となった者ではない。また、Cは、  
自身が支配権を維持できる限度で請求をしており、自己の  
支配権の維持という不当な目的が存在する。

(3) そうすると、Bは会社にこれ好ましくない者とは言えず、Cは  
定款9条をもとに上記請求を行うことはできない。

2. 次に、Cは、臨時株主総会において、「特別の利害関係を  
有する者」(83条1項3号)に当たり、同取消事由がある主張する。

(1) BはAから相続により株式を夫の結果、甲社の議決権行  
使につき不利益を被る。一方、CはBから得た株式をもち  
自身の支配権を確立できる。そうすると、Cは他の株主と共通し  
ない利益を獲得したとして、「特別の利害関係を有する者」に当る。

(2) そして、Cが甲社を以て請求させることにより、C自身のみ  
が議決権を行使して、「若くは不当な決議」がなされることとなる。

(3) 以上より、83条1項3号の取消事由があるため、専断決議  
を怪しむとして、請求が行われたものとして、無効である。

以上

第 問